

国立大学法人東京外国語大学大学院 第一種奨学金採用時返還免除内定候補者推薦細則

〔平成31年4月1日〕
規則第111号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程第9条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科（以下「大学院」という。）において博士後期課程への入学年度に第一種奨学生に採用された者（以下「奨学生」という。）の返還免除の内定候補者の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦対象者)

第2条 推薦対象者は、当該年度に博士後期課程へ進学し、日本学生支援機構大学院第一種奨学生に採用された者の内、貸与期間終了までに特に優れた業績をあげる見込みがある者とする。

(推薦方法)

第3条 推薦を受けようとする奨学生は、申請書に必要事項を記入し、必要に応じて添付書類を付し、指導教員の推薦を得て願出しなければならない。

(推薦基準)

第4条 奨学生が、博士前期課程における教育研究に関連して、次の各号の一に該当する優れた業績を上げたときは、推薦することができる。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物（前二号に掲げるものを除く。）
- (4) 授業科目の成績
- (5) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (6) 発明
- (7) スポーツ競技会、音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) ボランティア活動その他の社会的貢献の実績

(推薦順位)

第5条 選考委員会は、推薦を受けようとする奨学生の推薦順位を付し、学長は日本学生支援機構に申請するものとする。

(内定取消)

第6条 内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」または「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消す。

また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消す。

2 免除内定者の身分を取り消した場合でも、貸与期間中に特に優れた業績を残したと

大学が認めた場合、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、候補者選考の実施に必要な要領は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学大学院
第一種奨学金採用時返還免除内定候補者推薦細則は、平成31年1月29日から適用する。